

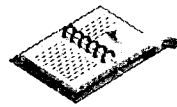
朝日新聞の報道によれば、新潟県のある市では、正規職員六八六六人に對して非正規職員が五七三人であり、これを保育士に限ると、正規八四人、非正規一九〇人だという(二四年六月現在)。この記事によると、この非正規職員の雇用は年度ごとになされ、雇用が繰り返されても昇給はないという。このような状態になつてい

る理由は報道されていないが、推測するに、年度ごとの雇用であることを理由に定数外職員とする(見かけの職員数を少なく表示する)ことができることと、昇給がない(毎年度の予算で賃金を決定できる)ため、人件費の膨張を抑制することができる。ことの二つだろうと思われる。

非正規職員という言葉の意味は定かではないが、無期限の任用という法の建前(最高裁昭和三八年四月二日及び平成六年七月一四日判決)から外れて任用された職員のことを指すものと思われ、公務員の世界では臨時・非常勤職員という表現の方が馴染みが深い。国などによる調査によると、臨時・非常勤職員の数は全国で五〇万人とも七〇万人ともいわれて

いる(定義が明確でなく、調査時点も異なるため、調査によつて数字が異なる)。任期の定めがなく、常時勤務を要する職に就いている地方公務員(便宜上、これを「正規職員」という)の数は約二九〇万人であるから、全職員に占める臨時・非常勤職員の比率は一五から一九%ということになる。昭和三〇年代に、常勤的非常勤職員とか定数外職員と称される公務員の存在が問題となり、国、地方を通じてその解消が図られたことがあるが、現在の状態は、当時よりも格段に深刻化している。

## 新・弁護士月記 13



# 非正規職員

橋本 勇

員とか定数外職員と称される公務員の存在が問題となり、国、地方を通じてその解消が図られたことがあるが、現在の状態は、当時よりも格段に深刻化している。

とところで、本来、臨時職員と非常勤職員とは別異の概念であり、臨時職員というものは、臨時的な業務に従事するための職員と法定された正式な採用手続きをとる暇がないために臨時的に採用された職員を意味し(両者を合わせて「臨時的任用職員」というのが一般的である)、非常勤職員というものは、常時(一般の職員と同じ時間)勤務することを要しない職員という意味であり、その概念自体には任期

は含まれていない。しかし、実際には、非常勤職員についても任期を定めることが多く、要件に該当しない臨時的任用職員(これを特別職と観念しているところもあるようだが、解釈論としては無理がある)も少なくない。このため、非常勤職員と臨時的任用職員の別が意識されず、法律の要件に該当する臨時的任用職員と該当しない臨時職員が区別されないという状況が生じている。これに、国が通常の職員と同じ時間勤務する者をも非常勤職員としている(人事院規則一五一―一五(非常勤職員の勤務時間及び休暇)二条)という状況も加わつて、臨時・非常勤職員の問題は混迷の度を深めることになって

いる。臨時的任用職員は法律の要件に従つて運用されている限り特段の問題が生ずることはないはずであるが、それ以外の臨時職員と非常勤職員には正規職員と同じように地方公務員法が適用されながら、任用のルールが不明確であり、処遇も不安定なものになつてい。経費節減の工夫から生じた運用の妙がその域を超えてしまった結果、このような状況を引き起こしてしまつたのだろうか、これも地方自治の問題であるとして、割り切るべきなのだろうか。(弁護士)